川崎市母子保健地域包括支援事業実施要綱

平成31年 4月 1日 31川ここ福第186号 市 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、各区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所)(以下「地域みまもり支援センター」という。)が実施する母子保健地域包括支援事業について必要な事項を定め、もって、行政と地域が連携し地域の中で安心して乳幼児の育児ができる環境づくり及び妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を目指した地域の育児力の向上を図ることを目的とする。

(実施主体及び事業内容)

- 第2条 地域みまもり支援センターは、次の各号に掲げる母子保健地域包括支援事業 を実施するものとする。
 - (1) すくすく子育てボランティア事業
 - (2) 子育てグループ育成事業
 - (3) 在日外国人母子保健サービス事業

(事業の対象者及び支援内容)

第3条 母子保健地域包括支援事業は、市内に在住する妊婦及び乳幼児の養育を行う家 庭に対し、地域及び家庭での養育機能や育児力向上を図るために、地域の育児支援者 の養成及び子育て支援等を行うものとする。

(母子保健地域包括支援を実施する者)

第4条 地域の育児支援者の養成及び子育て支援を行う者は、保健師等その他乳幼児の 養育に関する専門知識を有し、活動支援を行うことができる者(以下「支援者」とい う。)とする。

(すくすく子育てボランティア事業)

- 第5条 支援者は、子育て経験者及び子育て支援に関心のある者を対象に、ボランティ ア活動において必要となる子育てに関する研修等を行い、地域で子育て支援活動を行 う子育てボランティアの養成及び知識の向上を図ることとする。
- 2 子育でボランティアは、地域みまもり支援センターが実施する母子保健事業に係る 乳幼児及びその保護者の支援及び見守りを行う。

(子育てグループ育成事業)

第6条 支援者は、育児中の保護者による子育てグループの立ち上げを支援するととも に、自主活動化や子育てグループ同士のつながりを促進するため、セミナー等を通じ 育成を図るものとする。

(在日外国人母子保健サービス事業)

- 第7条 川崎市内で妊娠、出産し、育児を行う外国人を対象に、日本人と同様に母子保 健サービスが受けられるように支援を行うものとする。
- 2 地域みまもり支援センターは、母子健康手帳交付時に、外国語版母子健康手帳を副 読本として希望者に無償配布する。
- 3 地域みまもり支援センターは、母子保健法における母子保健事業を提供するに当たり、通訳ボランティアの派遣を依頼することができる。

(関係機関との連携)

第8条 支援者は、母子保健地域包括支援事業を実施するに当たり、必要に応じて、 関係機関との連携に努め、地域の子育て資源(保育園、こども文化センター等をい う。)を活用するものとする。

(謝礼金)

第9条 市長は、第5条から第7条までに掲げる母子保健地域包括支援事業の実施に当たり、別表に定める謝礼を支給するものとする。

(記録の整備等)

第10条 支援者は、地域包括支援事業を実施した場合は、実施報告を母子保健情報管理システムに入力するとともに、速やかに地域みまもり支援センター保健所支所長 (以下「保健所支所長」という。)に報告するものとする。

(報告)

第11条 保健所支所長は、翌月末日までに、こども未来局長に前条に基づく報告を行 うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(子育てグループ育成事業実施要領等の廃止)

2 子育てグループ育成事業実施要領及びすくすく子育てボランティア事業実施要領 (平成13年4月1日施行)は、廃止する。

別表(第9条関係)

	謝礼金
種別	(研修、セミナー、ボランティア活動1件あたり)
	(消費税及び地方消費税を除く。)
体育指導員	11,600円
心理相談員	15,300円
セミナー等講師	21,000円
子育てボランティア	1,000円
通訳ボランティア	3,000円